

災害復旧の基礎知識（第12版）の修正概要

■これまでの経緯、今回修正の背景

- ・「災害復旧の基礎知識」は災害発生からその復旧、生活再建にかかわる一連の制度について、その概要をわかりやすくとりまとめることを目的に、平成19年に作成。その後、法改正や事業制度の改廃等に基づき修正が重ねられた。
- ・このたび令和2～3年に行われた「災害対策基本法」、「災害救助法」及び「被災者生活再建支援法」の一部改正等に伴い修正。

■「災害復旧の基礎知識」の修正に関わる法改正等の概要

(1) 災害対策基本法の一部改正(令和3年5月20日施行)

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

- 1) 避難勧告・避難指示の一本化等
- 2) 個別避難計画の作成
- 3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置等

②災害対策の実施体制の強化

- 1) 非常災害対策本部の体制の強化及び特定災害対策本部の設置
- 2) 中央防災会議の委員の追加（内閣危機管理監）

…本編3～5ページを修正

(2) 災害救助法の一部改正(令和3年5月20日施行)

大規模な災害発生のおそれのある段階において、国が災害対策本部を設置した場合に、都道府県等が災害救助法を適用し、広域避難等の実施に必要な避難所の供与等の救助を行うことが可能となった。

…本編7ページを修正

(3) 被災者生活再建支援法の一部改正(令和2年12月4日施行)

支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）を追加。

…本編51～52ページを修正

(4) 内閣府通知「災害の被害認定基準について」(令和3年6月24日)

平成13年通知で示された災害の被害認定基準を、その後の災害対策基本法等の改正を踏まえて改訂。

…本編47～48ページを修正

■目次構成

- 災害対策基本法の概要
- 災害救助法の概要
- 大規模災害からの復興に関する法律の概要
- 災害復旧制度について
- 災害時の廃棄物対策について
- 激甚災害法に基づく激甚災害の指定
- 災害関連緊急事業の概要
- 激甚災害対策特別緊急事業の概要
- 災害復旧における改良復旧事業の制度
- 直轄特定緊急砂防事業の制度
- 災害被災者の生活再建に向けて

災害復旧の基礎知識 (第12版)



令和4年4月
中国地方整備局統括防災官室 監修
中国地方公益活動推進会議
かわ・みちサポーター協会

画像をクリック
してください